証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - (第1部 証券会社の監督関係)

現 行 改 正 後 1.事務の取扱いに関する一般的事項 1.事務の取扱いに関する一般的事項 1 - 3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 1 - 3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 1-3-1 (略) 1-3-1 (略) 1-3-2 照会に対する回答方法 1-3-2 照会に対する回答方法 (略) (略) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する (新設) 場合であって、1-3-3(2)に照らしノーアクションレター制度の 利用が可能な場合には、その旨を照会者に対して伝えることとする。 (新設) 1 - 3 - 3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) 法令適用事前確認手続(以下、「ノーアクションレター制度」という。) とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に 関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あら かじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとと もに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手 続きに関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度にお ける事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金 融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとす る。 (1) 照会窓口

現行	改 正 後
	照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室と
	し、財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を
	受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対
	し、照会書面を原則として3日以内にファックス等により送付する。
	(注) 財務局においては、照会書面を金融庁担当課室に送付する際、
	原則として審査意見を付するものとする。
	<u>(2) 照会書面受領後の流れ</u>
	照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の ない
	し について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会
	者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提
	出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができ
	<u>る。</u>
	<u>照会の対象</u>
	民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合に
	おいて、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法
	律及びこれに基づく政府令(以下、「対象法令(条項)」という。)
	<u>に関し、以下のような照会を行うものか。</u>
	· その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどう
	<u>か。</u>
	・ <u>その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどう</u>
	<u>か。</u>
	・ その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等(不
	利益処分)を受けることがないかどうか。 昭今者の第四
	照会者の範囲
	照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象は今く名語との済用に係る紹介を行う者なび光弦者が
	関して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から ら依頼を受けた弁護士等であって、下記の記載要領を満たした照
	<u>ら依頼を受けた弁護工寺であって、下記 の記載委領を満たした照</u> 会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表さ
	<u>云音画を提出し、かり、照云省省、照云内谷及び凹合内谷が公表さ</u> れることに同意しているか。
	照会書面の記載要領

現 行	改 正 後
	のか。
	TO CONTRACT OF THE PROPERTY OF

現 行	改 正 後
	の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する 理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公 開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の 保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に該当しう る情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表するこ とができる。
1 - 4 ~ 1 - 5 (略)	1 - 4 ~ 1 - 5 (略)
(新設)	1 - 6 行政指導等を行う際の留意点等
	1 - 6 - 1 行政指導等を行う際の留意点
	証券会社に対して、行政指導等(行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。)を行うにあたっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。
	<ul> <li>一般原則(行政手続法第32条)</li> <li>行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。</li> <li>例えば、以下の点に留意する。</li> <li>イ 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相</li> </ul>
	1 11政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相 手方の理解を得ているか。 ロ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明して いるにもかかわらず、行政指導を継続していないか。 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取 扱いをしてはいないか。

現 行	改 正 後
<u>등</u> 호·	改 正後  ・ 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。 ・ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。 申請に関連する行政指導(行政手続法第33条) 申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使がけるようなことをしていないか。 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。  イ 申請者が行政指導に従わなるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。 □ 申請者が行政指導に従わない旨の意思表明を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。 □ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。許認可等の権限に関連する行政指導(行政手続法第34条)許認可等をする権限又計認可等に基づく処分をする権限を行使

現 行	改 正 後
	ず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。 例えば、以下の点に留意する。 イ 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為または不作為を求めていないか。 □ 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。 「

現	改 正 後
	容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生 じさせる場合をいう。 ・ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要が ある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合 に該当するとはいえないことに留意する。
	1 - 6 - 2 面談等を行う際の留意点
	職員が、証券会社の役職員等と面談等(面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。)を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。 ・ 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。 ・ 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。 ・ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。 ・ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。 ・ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況にあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。
	1 - 6 - 3 連絡・相談手続
	面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。